

労働基準広報 2018 No.1959

5/21

CONTENTS

特集 働き方改革関連法案が国会に提出 ————— 6

時間外上限規制は中小2020年4月から 企画業務型裁量労働制の拡大は削除に

罰則付きの時間外労働の上限規制の導入など労働基準法改正案等を内容とする「働き方改革関連法案」が4月6日に閣議決定され、同日、国会に提出された。同法案では、昨年9月の法案要綱の段階では、労働基準法改正として企画業務型裁量労働制の対象業務拡大も盛り込まれていたが、法案からは除かれている。施行期日も法案要綱段階から一部修正され、時間外労働の上限規制の適用は平成31年4月1日（中小企業は平成32年4月1日）、中小企業における月60時間超の割増賃金率の適用猶予廃止は平成35年4月1日、いわゆる同一労働同一賃金関連の施行は平成32年4月1日（中小企業におけるパート法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日）とされている。 (編集部)

●相談です！ 弁護士さん ————— 15

相談05「どこからが労働時間かわからない」
～労働時間に関する問題～

黙示も指示であり「労働者が勝手にやっていた」では済まされない

(執筆/北海学園大学法学部教授・弁護士・浅野高宏)
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第41回〉 ———— 22

ビーエムホールディングス事件
(東京地裁 平成29年5月31日判決)

固定残業代制度と翌日からの転勤命令の有効性
**月45時間を超える固定残業時間や
翌日転勤の必要性を説明できるか**

(弁護士・井澤慎次)

●知っておくべき職場のルール ————— 38

〈第75回〉「労働時間の特例」

**規模10人未満の商業や保健衛生業
などは週の法定労働時間が44時間に**

(編集部)

●NEWS ————— 1

(厚労省・仕事と育児の両立支援策に関し報告書) 育休の分割取得可能とし男性の利用促進を/ (東京都・女性活躍法への対応調査) 出産・育休がハンディでない人事制度の要望高い/ (28年度の派遣事業の状況) 派遣料金、派遣労働者の賃金とも前年度より増加/ ほか

●労務資料/平成29年 賃金構造基本統計調査
結果④ ～都道府県別の賃金～ ———— 42

所定内給与は30都府県で前年上回る

(厚生労働省調べ)

●連載 労働スクランブル②③ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの監督雑感 北海道・北海道労働局労働基準部健康課長 本持仁史 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

労働基準法 [時効直前の年休買上げ求人サイトで100%取得と表示]	問題あるか	— 48	弁護士・田島潤一郎
安全衛生 [デスクワーク行う者の安全衛生教育]	具体的な方法は	— 50	弁護士・新弘江
安全衛生 [強風や大雨など悪天候時の作業]	安衛法の規制あるか	— 52	弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内